

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

第3準備書面

令和4年6月30日

東京地方裁判所 民事第34部合議甲A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田



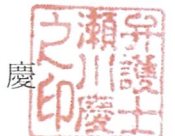
弁護士 鄭 一 志



弁護士 河 村



弁護士 瀬 川



弁護士 小 林 貴 樹



本書面では、原告■■■■■，原告■■■■■及び原告■■■■■に関し、請求原因を

追加する。

なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

1 公権力を行使する公務員

被告国は、東京拘置所を設置しており、亡相嶋の勾留期間中、同拘置所長及び同拘置所内病院に所属していた医師ら（以下「拘置所長ら」という。）は公権力を行使する公務員であった。

2 拘置所長らの負う義務

亡相嶋は、東京拘置所に勾留されている間、被告国によって、東京拘置所に所属する医師からしか医療の提供を受けることができない環境に置かれているのであるから、拘置所長ら、ひいては被告は、亡相嶋に対し、同人に疾病が生じた場合、当該疾病に対して適切な検査及び治療を施す義務（以下「治療義務」という。）、検査及び治療の状況に応じて患者へ適切な説明を行う義務（以下「説明義務」という。）、並びに適切な検査及び治療を実施するため転医させる義務（以下「転医義務」という。）を負っていた。

3 拘置所長らが上記義務に違反したこと

- (1) 訴状第2・8記載のとおり、令和2年9月25日、亡相嶋は、東京拘置所内で貧血の症状を発症し、複数回にわたり輸血処置を受けるとともに、黒色便が見られることから消化管出血が疑われると東京拘置所内の医師により診断され（甲46）、次いで、令和2年10月1日、東京拘置所の医師により内視鏡検査が実施された結果、幽門部付近に大きな潰瘍が発見され、病理検査の結果、当該潰瘍が悪

性腫瘍であると診断されて、同月7日に亡相嶋に対してその旨が告知された（甲47，甲48）。

- (2) 亡相嶋は当時70歳を超える高齢であり、複数の既往症があることや、半年以上にわたる長期の勾留による身体拘束が心身に多大な負担を与えていることに加え、輸血が必要なほどの貧血及び消化管出血が疑われる症状が見受けられたことからすると、①令和2年9月25日の時点で、適切な検査及び治療を実施できる医療機関に転医させ、緊急に入院・治療する必要性があることは明らかであった。

万が一、同時点において転医させる必要性がないと仮定しても、②内視鏡検査により幽門部に潰瘍が発見された時点、または、どれだけ遅くとも、③当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断された時点において、緊急に転医させる必要性が認められる。

拘置所長らは、上記のとおり転医の必要性が認められた時点において、適切な検査及び治療を実施できる医療機関に転医させる転医義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、同義務に違反したものである。

- (3) また、拘置所長らは、令和2年9月25日以降、亡相嶋に対し、消化管出血及び胃の悪性腫瘍に対して実施すべき精密検査・診断及びこれらに基づく治療行為を実施すべき治療義務を負っていたにもかかわらず、令和2年11月5日までの間、輸血及び内視鏡検査を実施したのみであって、適切な治療行為を怠り、同義務に違反したものである。

- (4) さらに、拘置所長らは、勾留中であって自由に医療機関の選定や通院・入院をすることができない亡相嶋に対し、同人の病状の詳細、予定されている治療内容、並びに転医先及び転医時期等を説明すべき説明義務を負っていたにもかかわらず、亡相嶋に簡単な診断内容を

伝えたのみであって、適切な説明義務を怠り、同義務に違反したものである。

- (5) 以上のとおり、拘置所長らは、亡相嶋に対する転医義務、治療義務及び説明義務のいずれにも違反したものである。

4 亡相嶋の権利ないし法的利益が侵害されたこと

自らの健康を保持し、生命を維持するために必要かつ適切な医療を受ける機会を与えられるべきことは、万人に認められる最も重要な基本的人権の1つであって、何人も、適切な医療行為を受ける権利ないし法的利益を有する。

このことは、勾留中の者においても同様であり、勾留中、疾病によりその生命・身体が危険な状態になった場合、それに対応した適切な医療行為を受ける権利ないし法的利益は、最大限尊重されなければならない。

亡相嶋は、胃癌という重篤かつ緊急の治療を要する疾病を発症しながら、必要な転医、治療及び説明のいずれも受けられず、万人に保障されるべき、適切な医療行為を受ける権利ないし法的利益を侵害されたものである。

5 亡相嶋の損害及び相当因果関係

上記のとおり、亡相嶋は、拘置所長らの転医義務違反、治療義務違反及び説明義務違反により、適切な時期に適切な検査及び治療を実施できる医療機関に転医できず、勾留中に適切な治療すら受けられず、かつ必要な説明も受けることができなかった。

また仮に、亡相嶋に対する拘置所長らの転医義務違反、治療義務違反及び説明義務違反がなければ、亡相嶋がより早期に、より適切な医

療行為を受けられたことは明らかであり、令和3年2月7日よりも延命することが可能であった。

上記の義務違反並びに訴状記載の違法な本件逮捕・勾留請求及び起訴により、亡相嶋は、適切な医療行為を受けられず、死期が早まり、家族と過ごす最期の時間が奪われ、残された時間も勾留執行停止の終期が迫る度に心身の負担に晒され続けることとなって、最期には、一貫して無罪を主張し続けながら、無念にも、公訴取消申立及び公訴棄却による最低限の名誉回復すら見届けられず亡くなったのである。

以上の各事実からして、亡相嶋が受けた精神的苦痛は計り知れるものではなく、亡相嶋が受けた精神的苦痛による損害は1億円を下らない。

6 結論

上記のとおり、公権力を行使する公務員たる拘置所長らの転医義務違反、治療義務違反及び説明義務違反により、亡相嶋の適切な医療行為を受ける権利ないし法的利益が侵害され、これによって同人に損害が発生したものであるから、被告国は亡相嶋の相続人たる原告■■■■■，原告■■■■■及び原告■■■■■に対し、国家賠償法に基づく損害賠償義務を負うものである。

以上